

平成25年度
テレワーク人口実態調査
－調査結果の概要－

平成26年3月

国土交通省都市局
都市政策課

目 次

1. テレワーク人口実態調査の目的・定義	1
2. テレワーク人口実態調査の実施概要	
(1) 調査の概要	3
(2) テレワーカー率・テレワーカー数の推計方法	4
3. テレワーク人口実態調査の結果	
(1) テレワーカー率・テレワーカー数	5
(2) テレワーカーの実態	14
(3) 育児・子育て、介護におけるテレワークの実施意向	27

※平成26年4月11日 P8・P9・P17・P18 訂正

1. テレワーク人口実態調査の目的・定義

○テレワーク人口実態調査の目的

○本調査は、以下の観点でWEBを利用した実態調査を実施し、その結果について定量的データにより分析等を行うことを目的としている。

- 継続的に把握してきた就業人口に占めるテレワーカー率やテレワーカー・非テレワーカーのテレワークに関する意識・実態などを調査
- テレワーク実施・非実施日それぞれの生活実態やテレワーカーの仕事や生活に対する価値観などを調査
- 今年度は新たに「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)におけるKPI※1の現状値の把握、育児・子育て、介護におけるテレワークの実施意向、テレワークの実施とワークライフバランス実現との関連について意識等を調査

※1 KPI: 重要業績評価指標 (Key Performance Indicator)

○調査の体制

○調査にあたっては、有識者及びテレワーク関係府省※2で構成される「テレワーク人口実態調査検討会」(座長: 大西隆 日本学術会議会長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特別招聘教授)において、調査項目、調査内容、調査票の設計及び調査分析結果について検討を行っている。

※2 内閣官房情報通信技術総合戦略室、内閣府男女共同参画局、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

1. テレワーク人口実態調査の目的・定義

○本調査における定義

■テレワーカー分類の定義

□広義テレワーカー

- 雇用者は、ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICTを利用できる環境において仕事を行っている人。
- 自営業者は、ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人。

□狭義テレワーカー

- ふだん収入を伴う仕事を行っている人の中で、仕事でICTを利用している人かつ、自分の所属する部署のある場所以外で、ICTを利用できる環境において仕事を行う時間が1週間あたり8時間以上である人。

□在宅型テレワーカー

- 狭義テレワーカーのうち、自宅(自宅兼事務所を除く)でICTを利用できる環境において仕事を少しでも行っている(週1分以上)人。

■従業上の地位別(雇用・自営別)テレワーカーの定義(※)

□雇用型

- 会社・官公庁・団体や自営業主に雇われている人、会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・幹事などの役員の人及び派遣社員、契約社員、嘱託、パート、アルバイトとして働いている人。

□自営型

- 個人経営の事業主の人、農家や個人商店などで、仕事を手伝っている家族の人及び家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人。

2. テレワーク人口実態調査の実施概要 (1)調査の概要

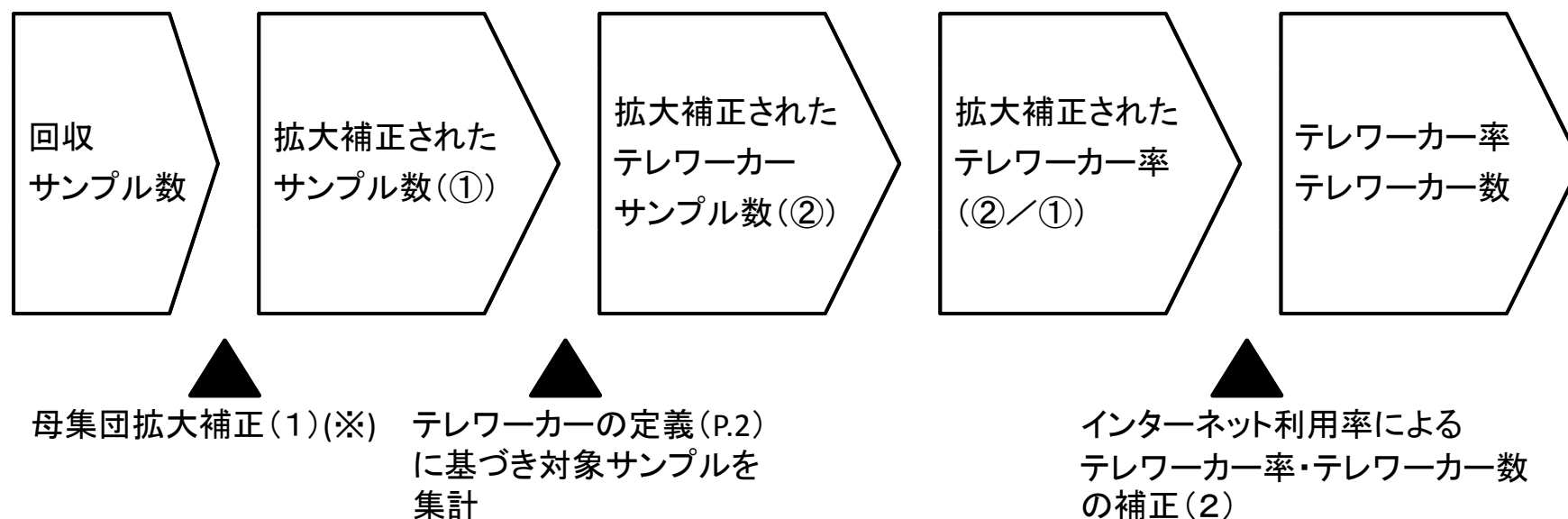
調査の種類	調査の概要	対象者	設問数	実施日	サンプル数
(1) 本調査 (web調査)	就業者を対象にテレ ワーカー率・テレワ ーカー数、テレワークに 関する意識・実態等を 把握	web調査の登録者のう ち15歳以上の就業者か らランダムに約1.5万人 を抽出	30問	2013年11月22日(金) ～11月24日(日)	8,252人
(2) 日記調査 (web調査)	週1日以上終日在宅 就業するテレワーカー 及びモバイルを中心と したテレワーカーを対 象にテレワーク実施日 と非実施日の生活行 動の違い等を把握	本調査実施者のうち、 週1日以上終日在宅で 就業する雇用型テレ ワーカー及びモバイル を中心としたテレワー カーに属する回答者に 対し、全数またはラン ダムに615人を抽出	2日分 (実施日 と 非実施 日)	2013年12月24日(火) ～12月27日(金)	201人

2. テレワーク人口実態調査の実施概要 (2)テレワーカー率・テレワーカー数の推計方法

○テレワーク率・テレワーカー数の推計方法

- (1)雇用型、自営型別、性年齢階層別に回収サンプルと「平成24年就業構造基本調査」(総務省)との比率で、サンプル数の母集団拡大補正を実施。(※)
- (2)「平成24年通信利用動向調査」(総務省)における性別・年齢階層別インターネット利用率により、テレワーカー率・テレワーカー数を補正。

〈概念図〉

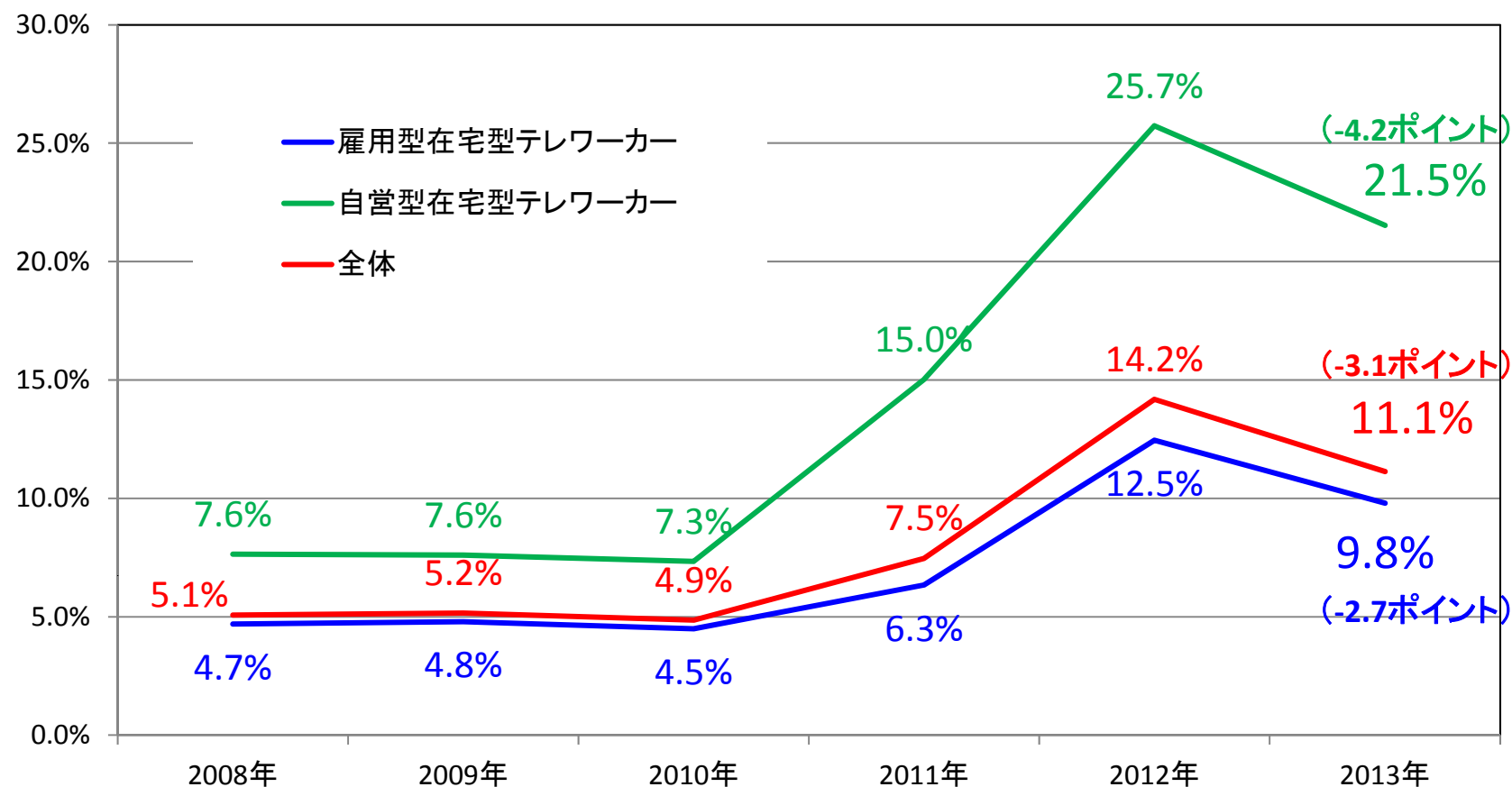


※最新の「就業構造基本調査」(総務省)をベースとし、拡大補正を行うが、今年度より新たに毎年の就業人口の変動へ対応するため「労働力調査」(総務省)を活用して時点修正を行う。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー率・テレワーカー数

1)テレワーカー率 ①在宅型テレワーカー率

○在宅型テレワーカー率は2012年から3.1ポイント減の11.1%となっている。
○雇用型、自営型ともに減少した。

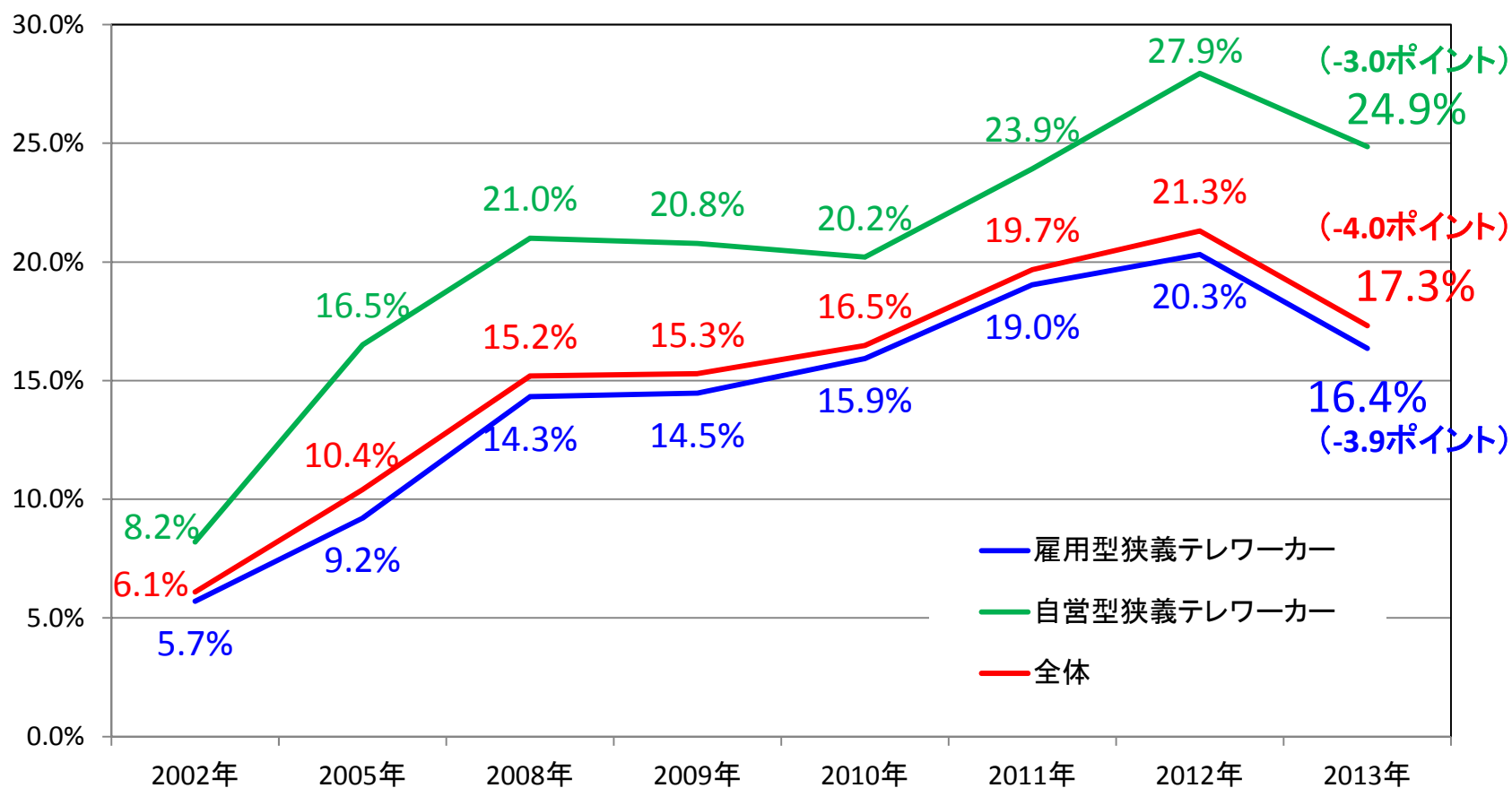


(注)・在宅型テレワーカー率は2008年より算出している。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー率・テレワーカー数

1)テレワーカー率 ②狭義テレワーカー率

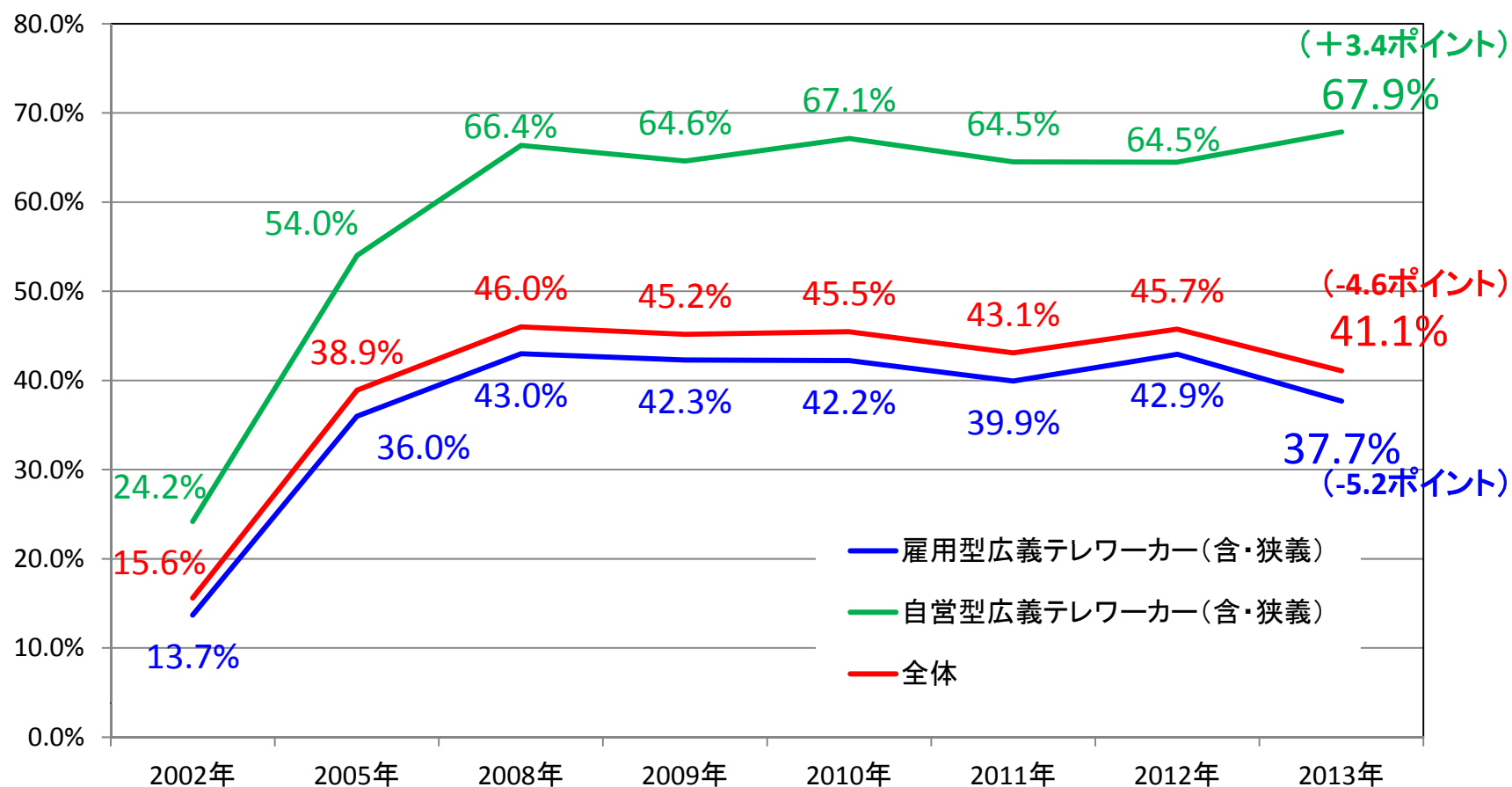
○狭義テレワーカー率は2012年から4.0ポイント減の17.3%となっている。
○雇用型、自営型ともに減少した。



3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー率・テレワーカー数

1)テレワーカー率 ③広義テレワーカー率

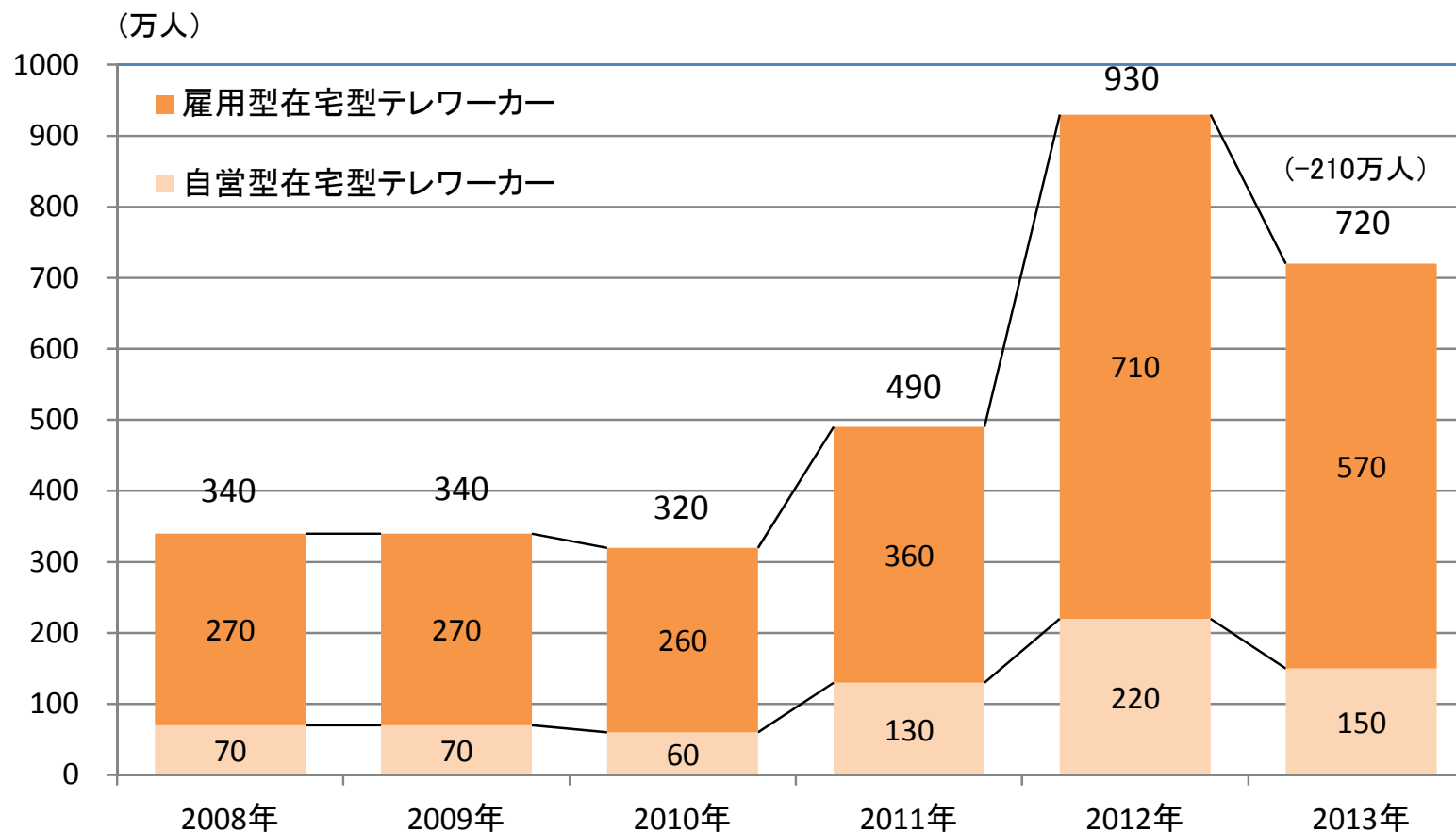
○広義テレワーカー率は2012年から4.6ポイント減の41.1%となっている。
○雇用型は減少しているが、自営型は増加した。



3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー率・テレワーカー数

2)テレワーカー数 ①在宅型テレワーカー数

○在宅型テレワーカー数は2012年から約210万人減の約720万人となっている。

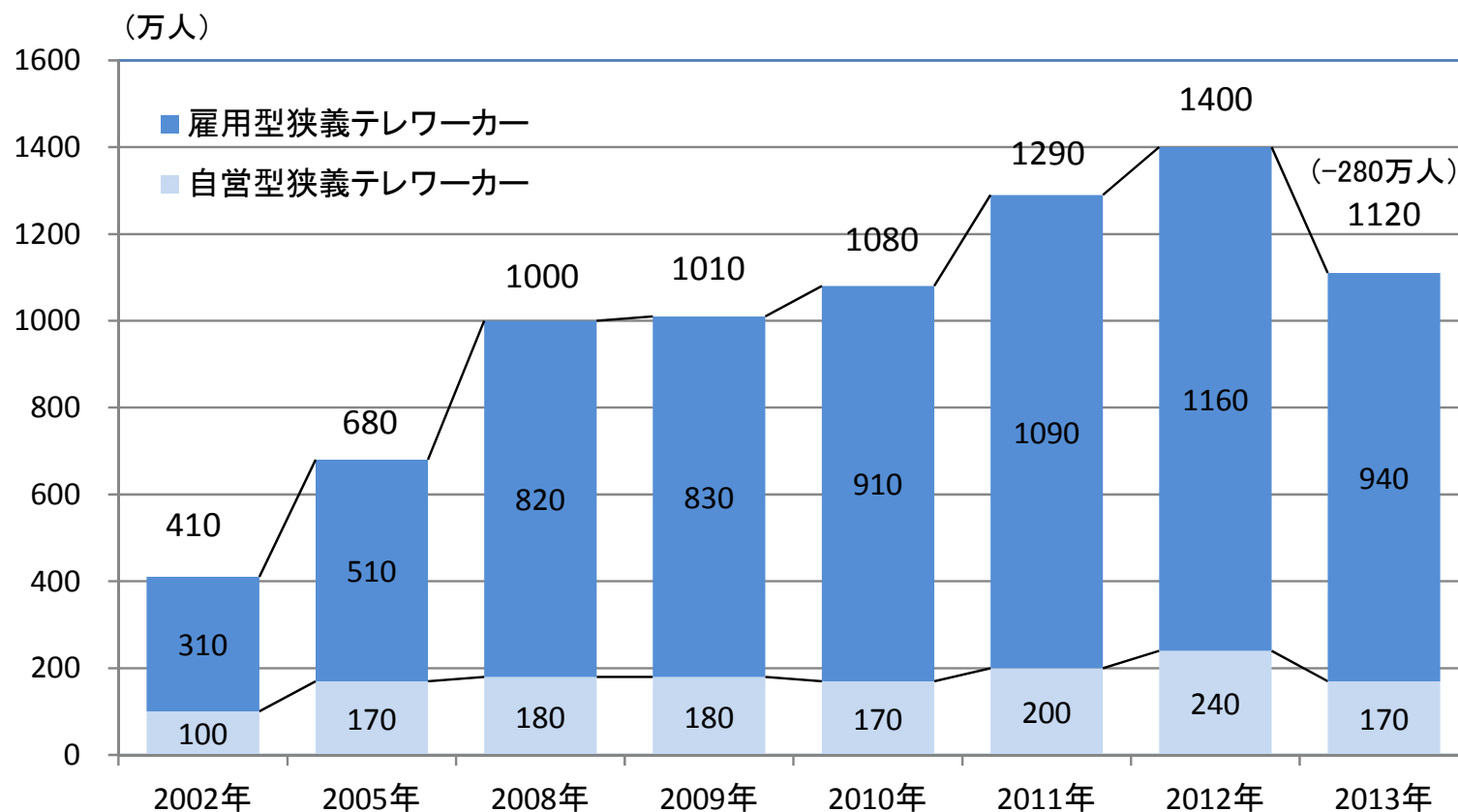


(注)・在宅型テレワーカー数は2008年より算出している。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー率・テレワーカー数

2)テレワーカー数 ②狭義テレワーカー数

○狭義テレワーカー数は2012年から約280万人減の約1120万人となっている。



(注)・数字を1の位で丸めているため、各年度の内訳と合計値は必ずしも一致しない。

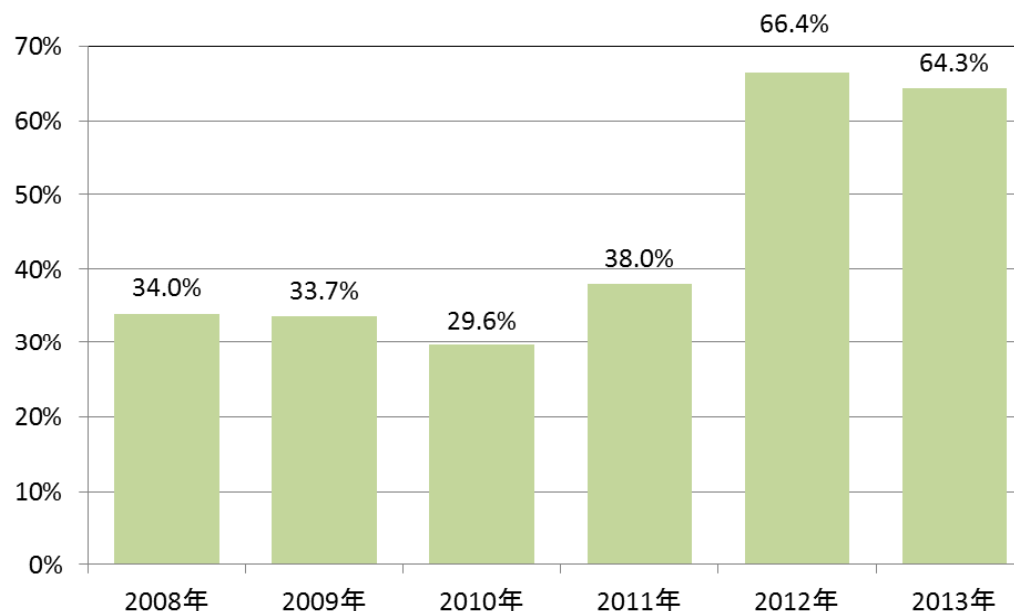
3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー率・テレワーカー数

3) 在宅型テレワーカー数の分析

① 狭義テレワーカー数に占める在宅型テレワーカー数の割合

○狭義テレワーカー数に占める在宅型テレワーカー数の割合は、2011年までは3～4割程度であったが、2012年には6割を超え、自宅でテレワークを行う人の割合が急増した。

○2013年は狭義テレワーカー数及び在宅型テレワーカー数自体は減少したものの、狭義テレワーカー数に占める在宅型テレワーカー数の割合は2012年と同様、6割を超えた。



(注)・在宅型テレワーカー数は2008年より算出している。

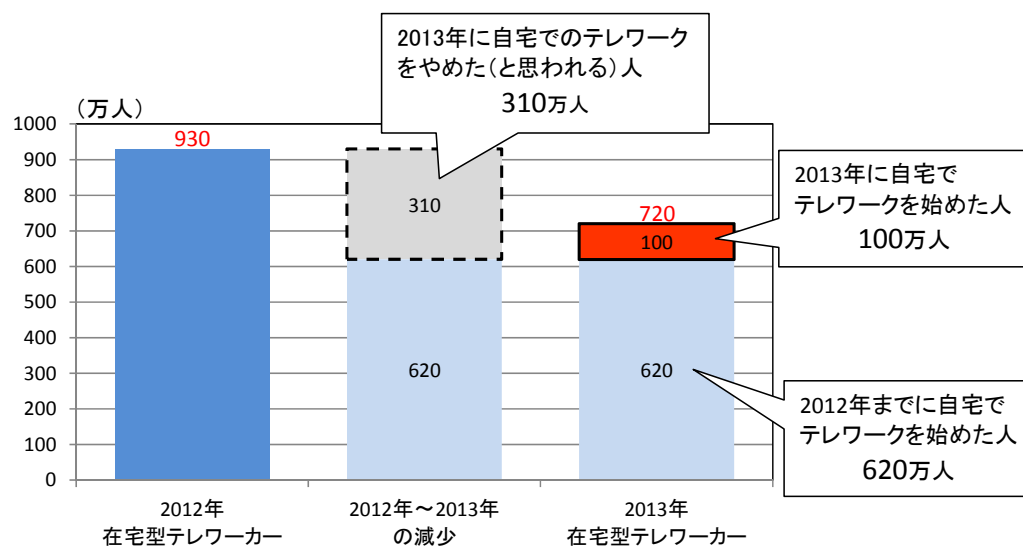
3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー率・テレワーカー数

3) 在宅型テレワーカー数の分析

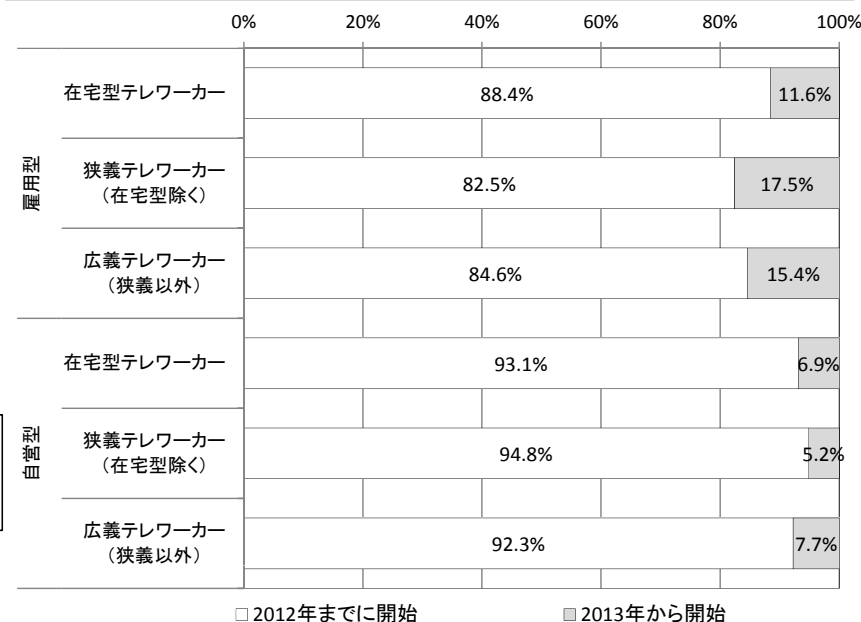
② テレワーク開始時期からみた在宅型テレワーカー数の増減

○在宅型テレワーカーは、2012年～2013年にかけて310万人やめ、新たに100万人が始めたと推計される。

在宅型テレワーカーの
2012年から2013年の変化



2012年までにテレワークを開始した割合と
2013年からテレワークを開始した割合



(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の各テレワーカー分類におけるテレワーク開始時期の割合と人口である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー率・テレワーカー数

3) 在宅型テレワーカー数の分析

③週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数

○「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)において「週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数」※を雇用形態の多様化とワークライフバランスの実現状況を測るKPIのひとつとして設定。

○本調査では、定義を以下のとおりとした。

《定義》

- 週1日以上終日在宅勤務を行っている雇用者
- 但し、週に5時間以上テレワークを実施している人のうち、自宅(自宅兼事務所を除く)でICTを利用できる環境において仕事を少しでも行っている(週1分以上)人

全労働者数に占める割合: **4.5%**

週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー数: **260万人**

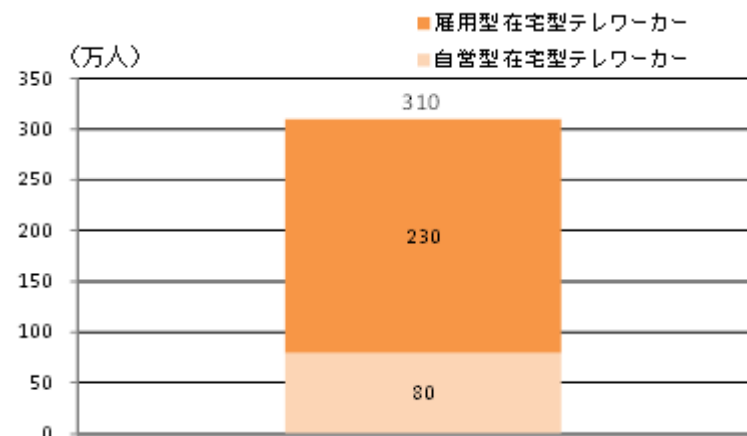
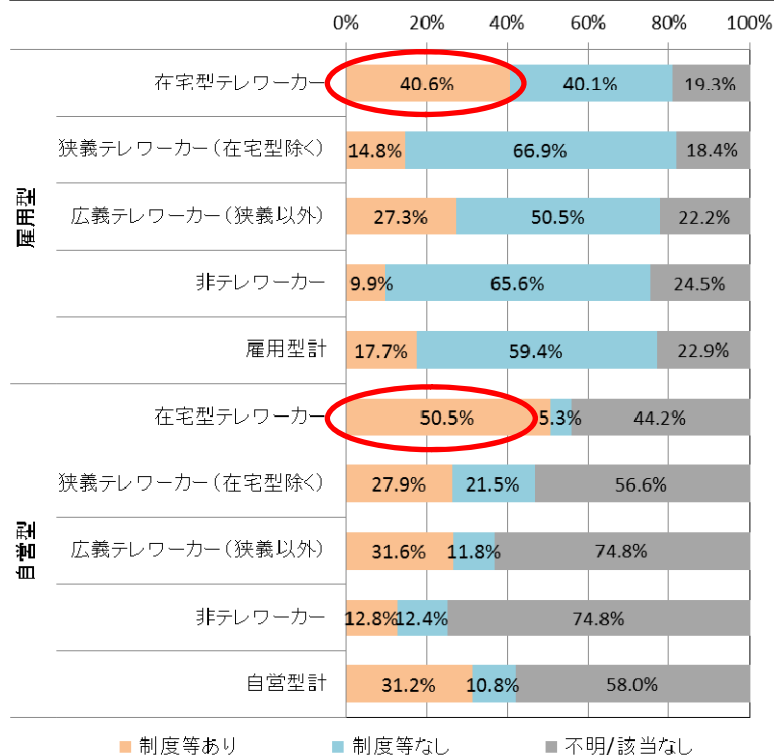
※在宅型テレワーカーは週8時間以上テレワークを実施している人を対象とするが、KPIではパートタイム労働者の平均労働時間等を参考とし、週5時間以上テレワークを実施している人を対象としている。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (1)テレワーカー率・テレワーカー数

3) 在宅型テレワーカー数の分析

④ 勤務先に在宅勤務制度等がある在宅型テレワーカー数

- 勤務先における在宅勤務制度等があるテレワーカーの割合は、在宅型テレワーカーが最も高く、雇用型で約4割、自営型で約5割である。
- 勤務先における在宅勤務制度等がある在宅型テレワーカー数は約310万人で、在宅型テレワーカー数の約4割となっている。



勤務先における在宅勤務制度等がある在宅型テレワーカー数

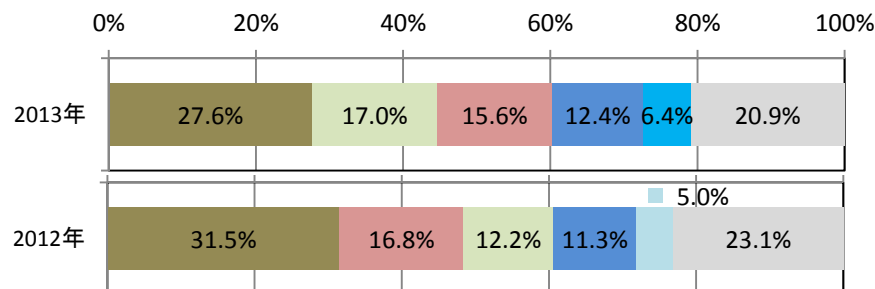
(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の各テレワーカー分類における制度の有無の割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

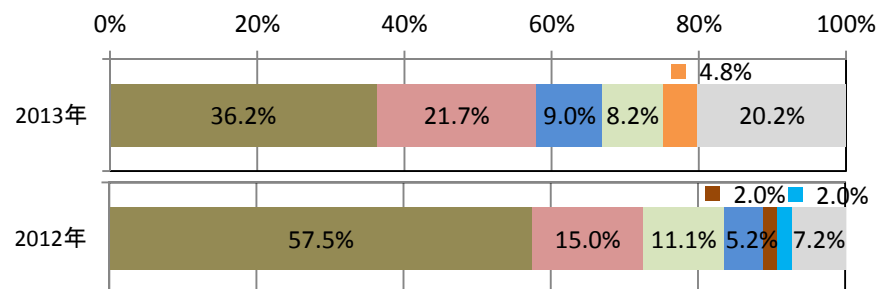
1) テレワーカーの属性 ①職種別(雇用型)

○雇用型テレワーカー等に占める職種の割合は、「事務職」、「専門・技術職 技術者」(※1)及び「管理職」の割合が高い。

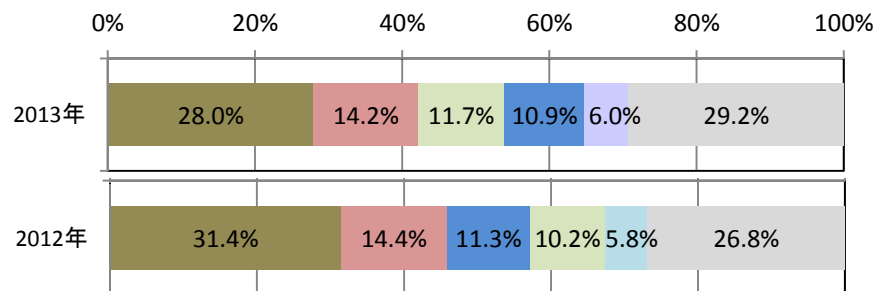
＜在宅型テレワーカー＞



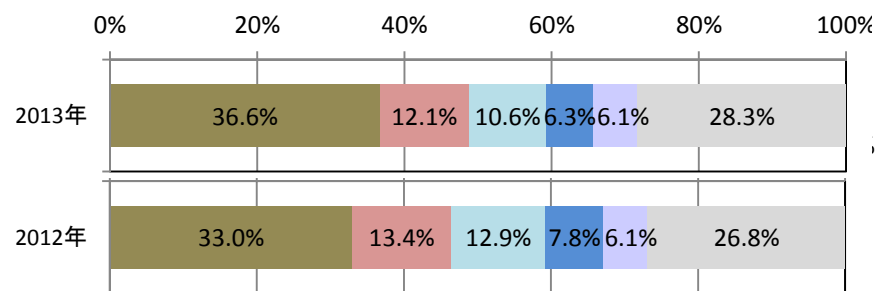
＜狭義テレワーカー(在宅型以外)＞



＜広義テレワーカー(狭義以外)＞



＜非テレワーカー＞



■ 専門・技術職 技術者(※1) ■ 専門・技術職・技術職 保険医療 ■ 専門・技術職 教員 ■ その他の専門・技術職(※2) ■ 管理職 ■ 事務職 ■ 販売・営業 ■ サービス職 ■ 生産工程・労務作業 ■ その他

※1 科学研究者、農林水産業・食品技術者、機械・電気技術者、鉱工業技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理技術者など

※2 法務従事者、経営専門職業従事者、宗教家、文芸家・記者・編集者、美術家・写真家・デザイナー、音楽家・舞台芸術家など

(注)・数値は実態調査に基づくサンプルベースの雇用型・自営型別テレワーカー分類別職種別の割合であり、上位5職種のみを表示している。

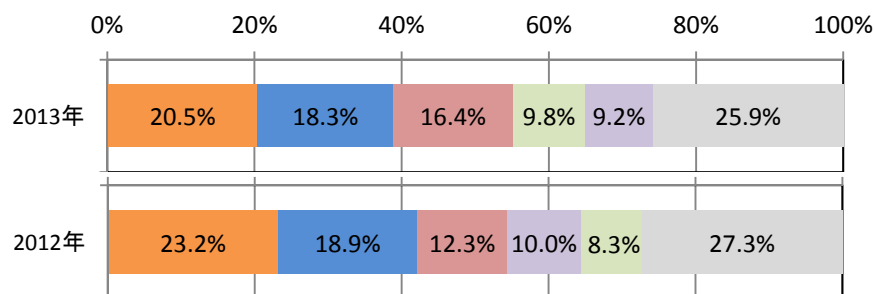
・職種の分類は「日本標準職業分類(平成9年12月改定)」(総務省)に基づく。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

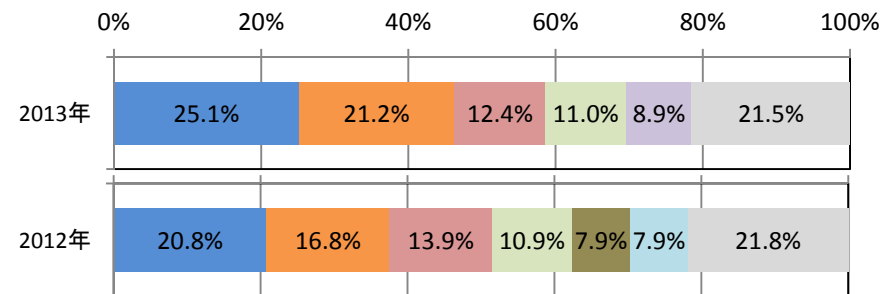
1) テレワーカーの属性 ①職種別(自営型)

○自営型テレワーカー等に占める職種の割合は、「専門・技術職 その他の専門・技術職」(※2)、「販売・営業」及び「専門・技術職 技術者」(※1)の割合が高い。

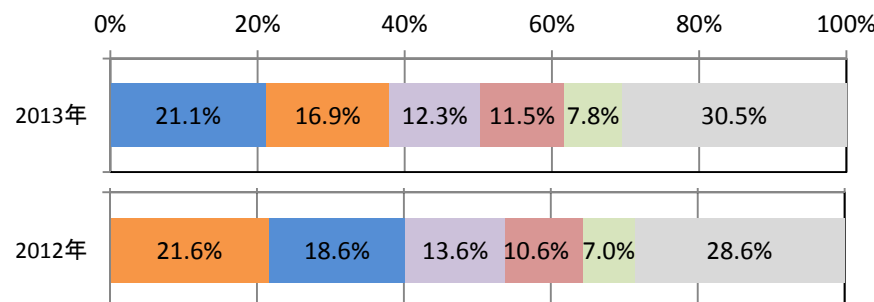
＜在宅型テレワーカー＞



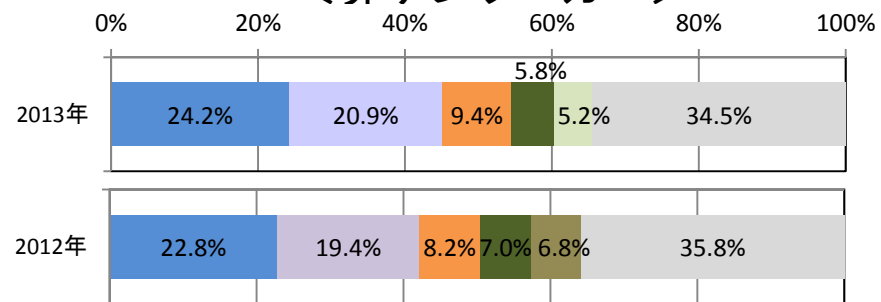
＜狭義テレワーカー(在宅型以外)＞



＜広義テレワーカー(狭義以外)＞



＜非テレワーカー＞



■ 専門・技術職 技術者(※1) ■ その他の専門・技術職(※2) ■ 管理職 ■ 事務職 ■ 販売・営業 ■ サービス職 ■ 農林漁業 ■ 生産工程・労務作業 ■ その他

※1 科学研究者、農林水産業・食品技術者、機械・電気技術者、鉱工業技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理技術者など

※2 法務従事者、経営専門職業従事者、宗教家、文芸家・記者・編集者、美術家・写真家・デザイナー、音楽家・舞台芸術家など

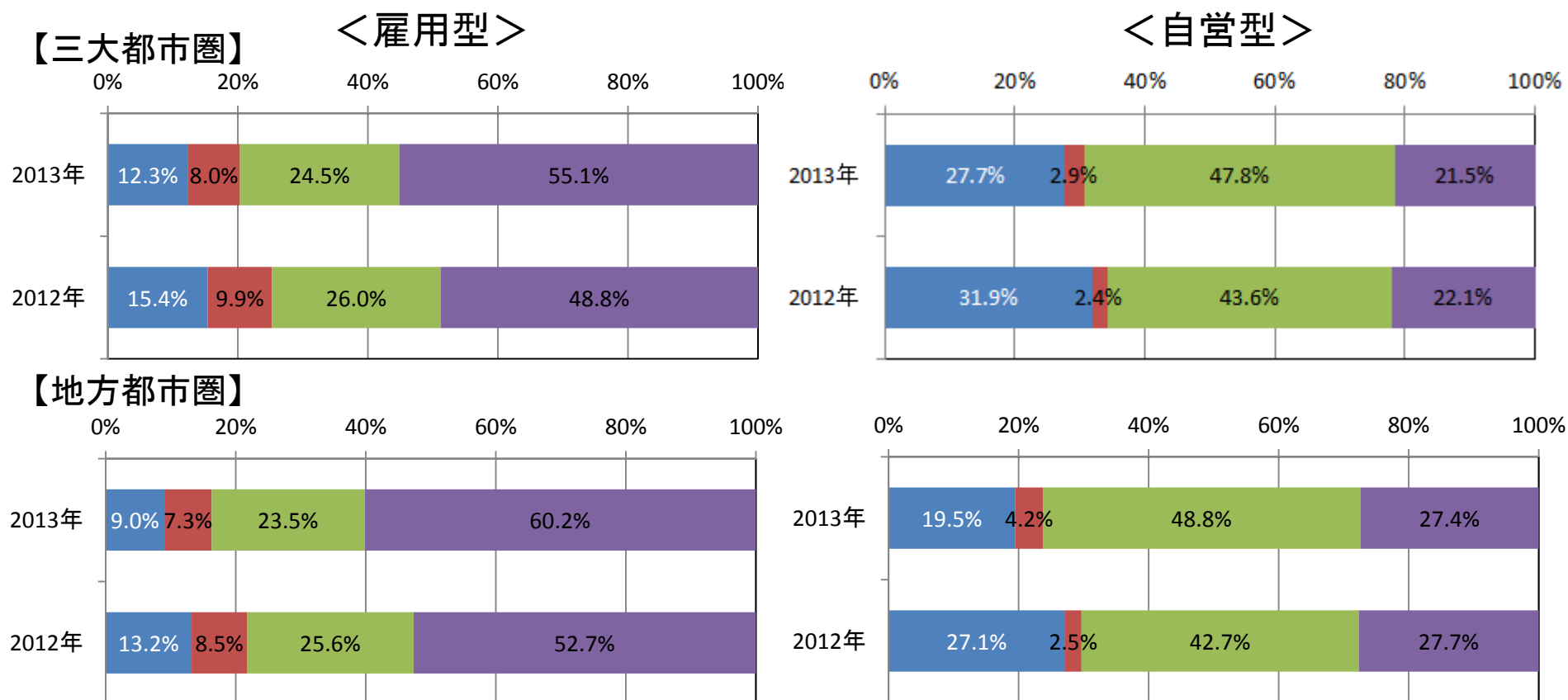
(注)・数値は実態調査に基づくサンプルベースの雇用型・自営型別テレワーカー分類別職種別の割合であり、上位5職種のみを表示している。

・職種の分類は「日本標準職業分類(平成9年12月改定)」(総務省)に基づく。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

1)テレワーカーの属性 ②都市圏別

○就業者に占める都市圏別雇用型・自営型別の各テレワーカー数等の割合は、三大都市圏、地方都市圏ともに、2012年より在宅型テレワーカーの割合が減少している。
 ○地方都市圏に比べ、三大都市圏の方が在宅型テレワーク率の割合が高い。

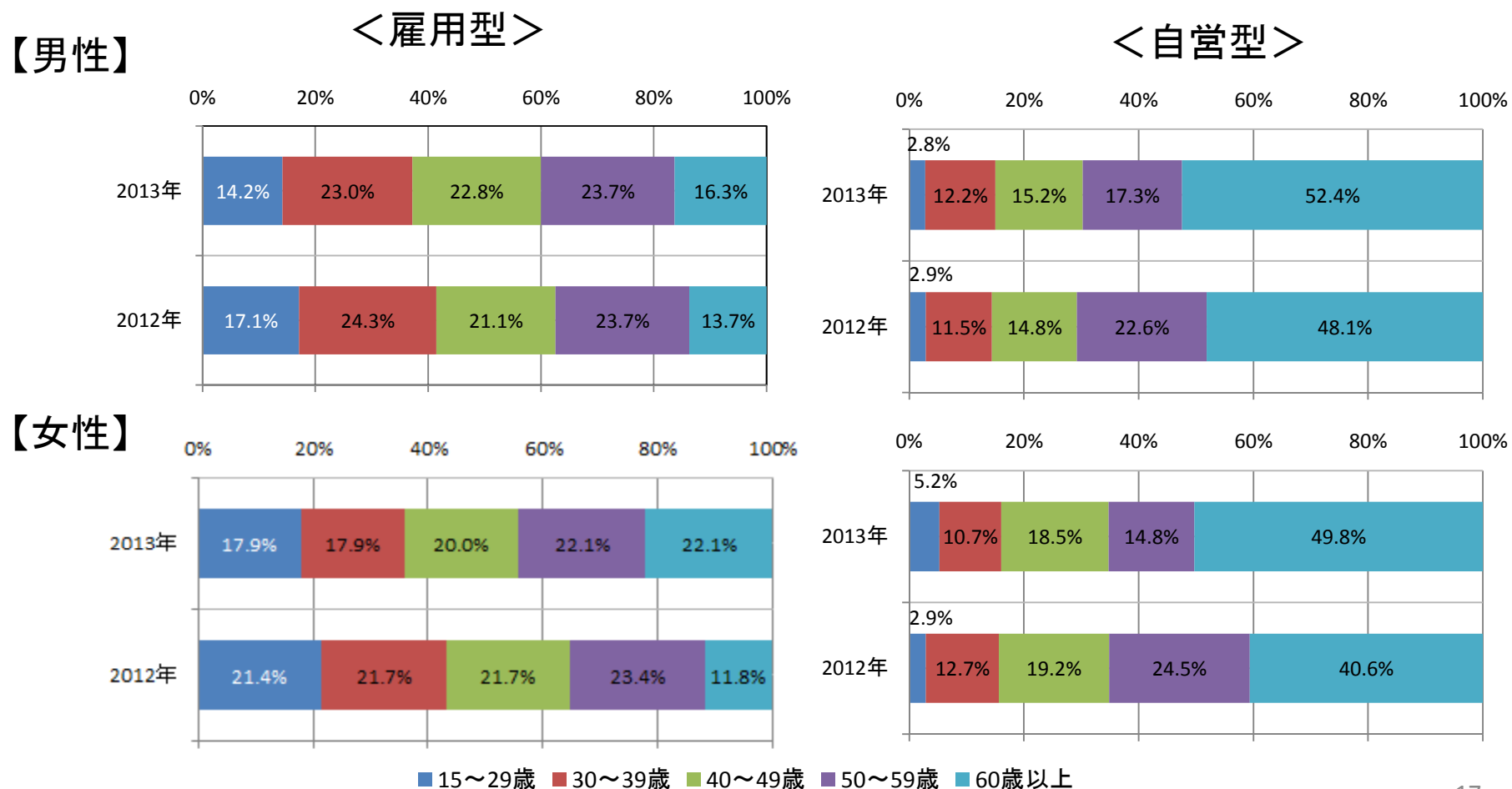


■ 在宅型テレワーカー ■ 狭義テレワーカー(在宅型以外) ■ 広義テレワーカー(狭義以外) ■ 非テレワーカー
 (注)・三大都市圏とは、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、京都府とし、地方都市圏とは、それ以外の道県としている。
 ・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の都市圏別雇用型・自営型別のテレワーカー数(在宅型、狭義、広義)及び非テレワーカー数の割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

2)在宅型テレワーカーの属性 ①性別・年齢階層別

○在宅型テレワーカーに占める性別雇用型・自営型別の年齢階層の割合は、男女、雇用型・自営型ともに2012年に比べて60歳以上の割合が増加している。

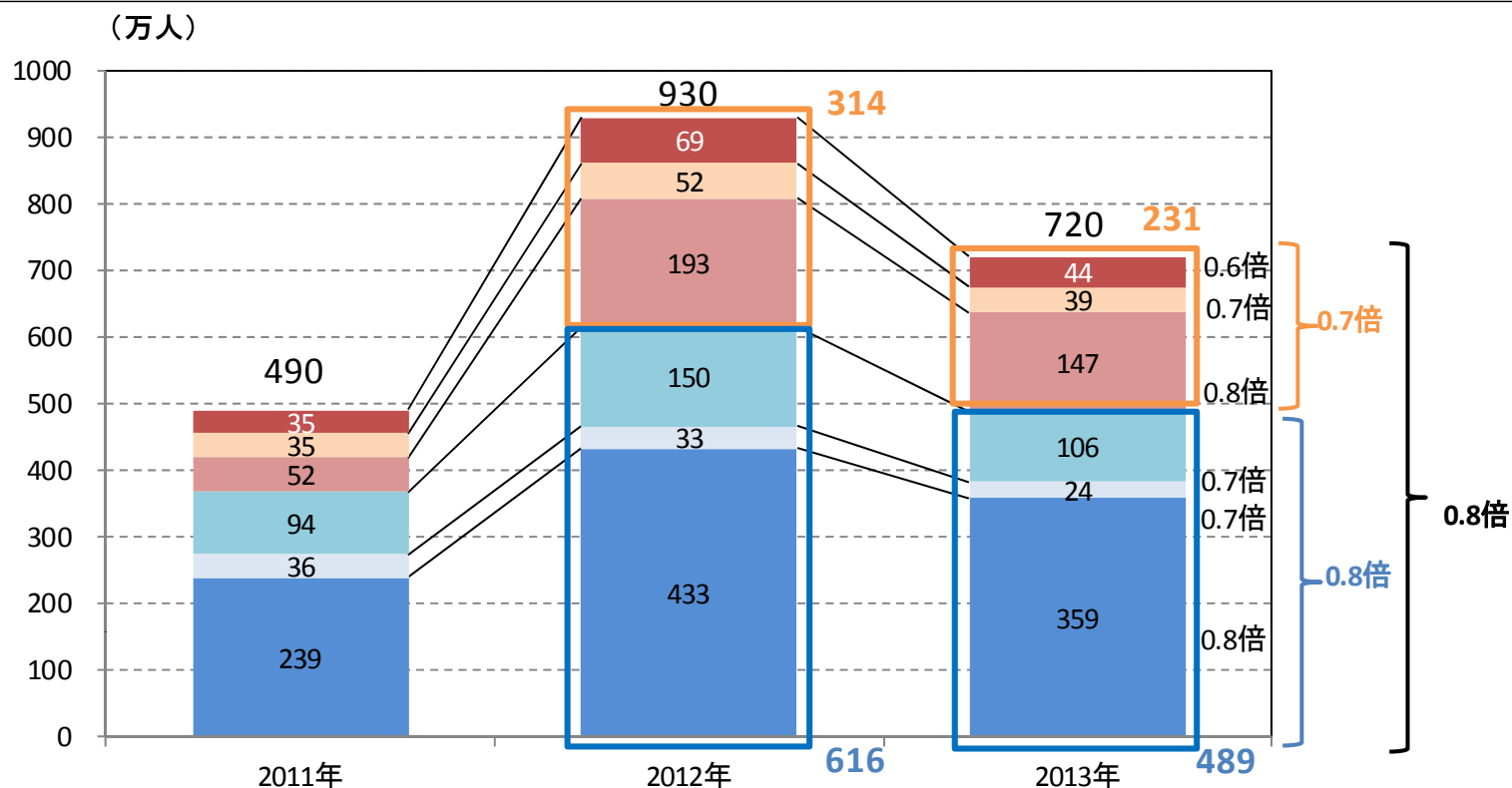


(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の性別雇用型・自営型別年齢階層別の在宅型テレワーカー数の割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

2) 在宅型テレワーカーの属性 ②性別、正規・非正規別

- 在宅型テレワーカー数は、男女ともに前年比0.6~0.8倍となっている。
- 在宅型テレワーカー数の寄与度は、全てにおいて減少しているが、男性の雇用型の正規社員が減少に最も寄与している。



* 凡例の数値は増加数の寄与度(%)

- 女性 自営: ▲2.6
- 女性 雇用・非正規社員: ▲1.4
- 女性 雇用・正規社員: ▲5.0

※寄与度=各属性の在宅型テレワーカー人口の増減数/昨年度の在宅型テレワーカー数

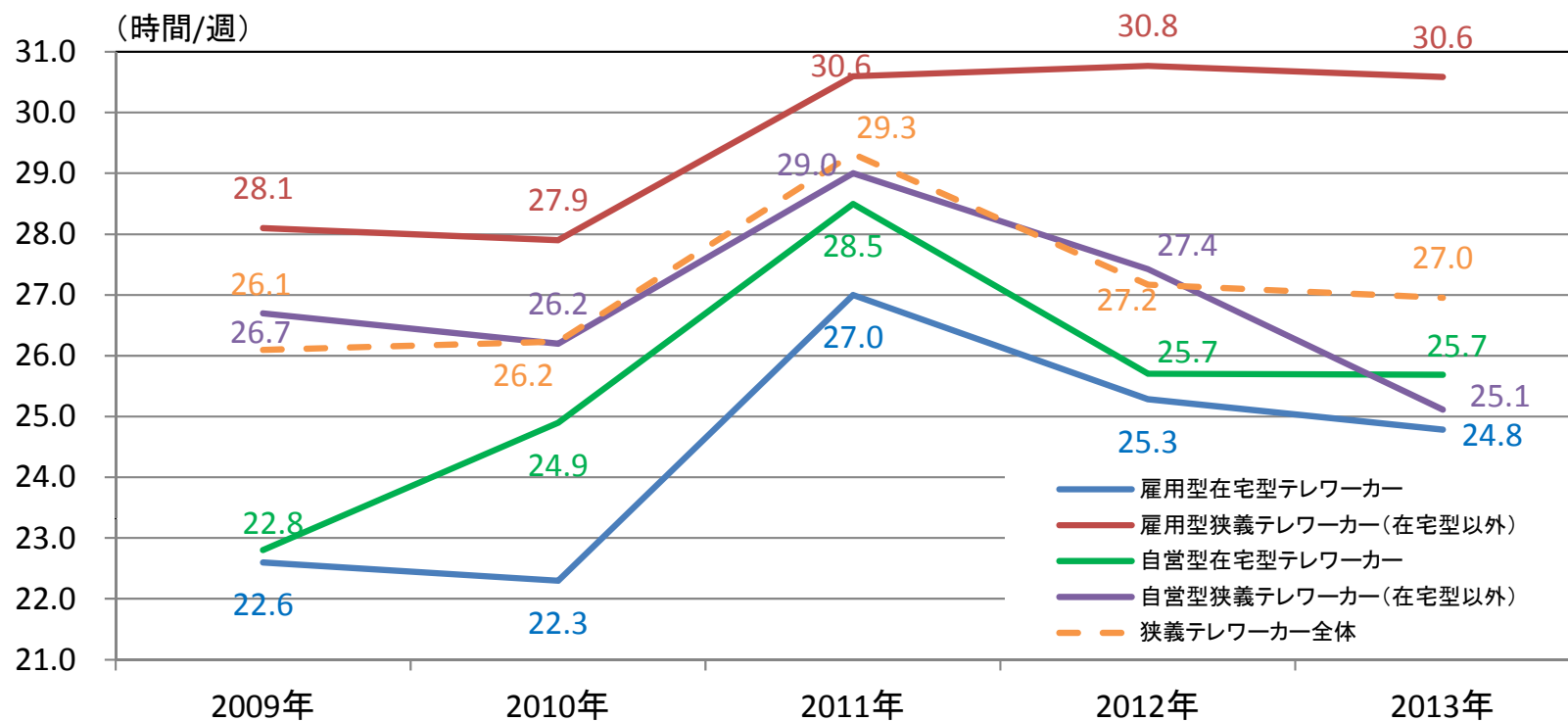
- 男性 自営: ▲4.7
- 男性 雇用・非正規社員: ▲0.9
- 男性 雇用・正規社員: ▲8.0

(注)・数字を1の位で丸めているため、各分類の合計値と在宅型テレワーカー数は必ずしも一致しない。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

3)テレワーカーの働き方 ①平均テレワーク時間(週合計)の推移

○狭義テレワーカー1人当たりの平均テレワーク時間(週合計)は、2012年と比較して、自営型の狭義テレワーカー(在宅型以外)のみ大きく減少しているが、それ以外のテレワーカーはほぼ横ばいであった。

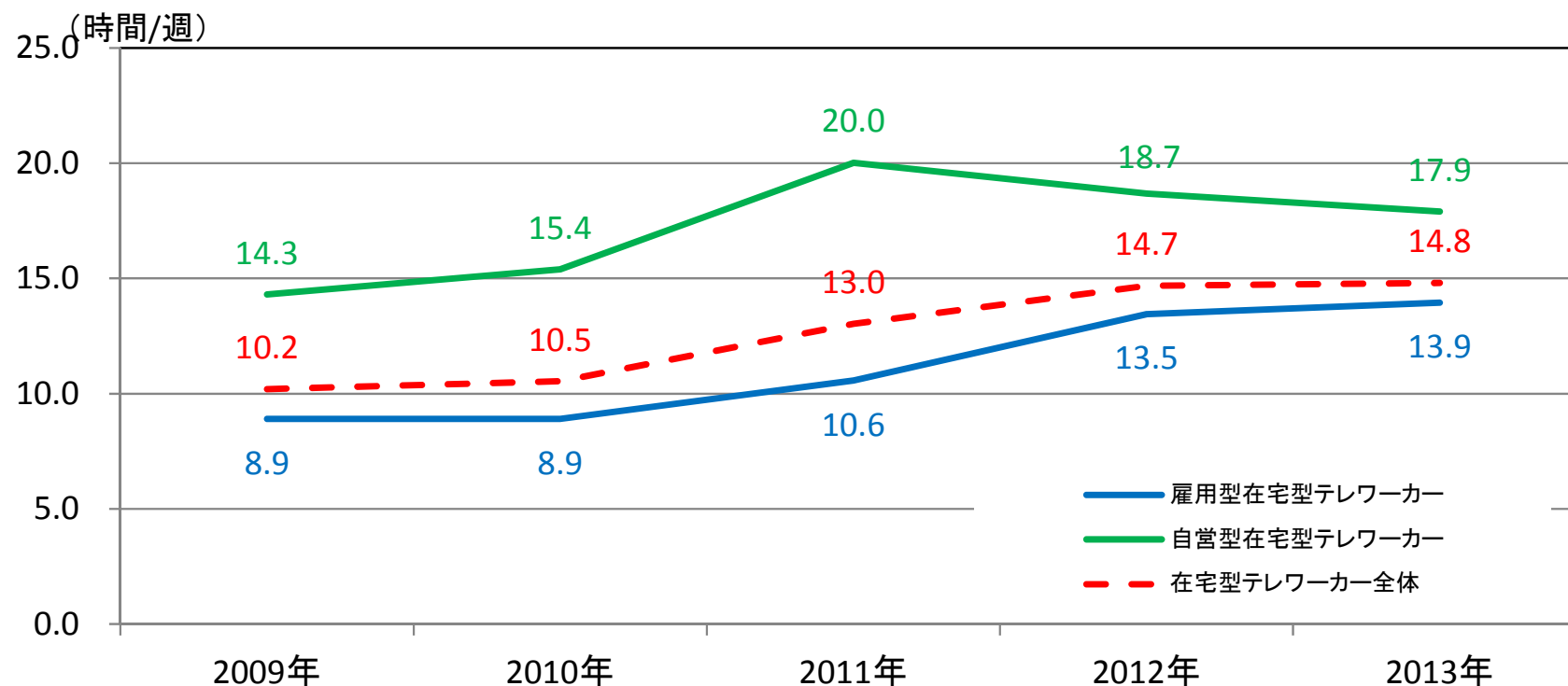


(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の狭義テレワーカーの雇成型・自営型別1週間あたりの平均テレワーク時間である。
・広義テレワーカーは対象外としている。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

3)テレワーカーの働き方 ②-1自宅での平均テレワーク時間(週合計)の推移

○在宅型テレワーカーの一人当たり平均テレワーク時間(週合計)は、2012年と比較して、全体ではほぼ横ばいとなったが、雇用型では0.4時間増加し、自営型では0.8時間減少している。

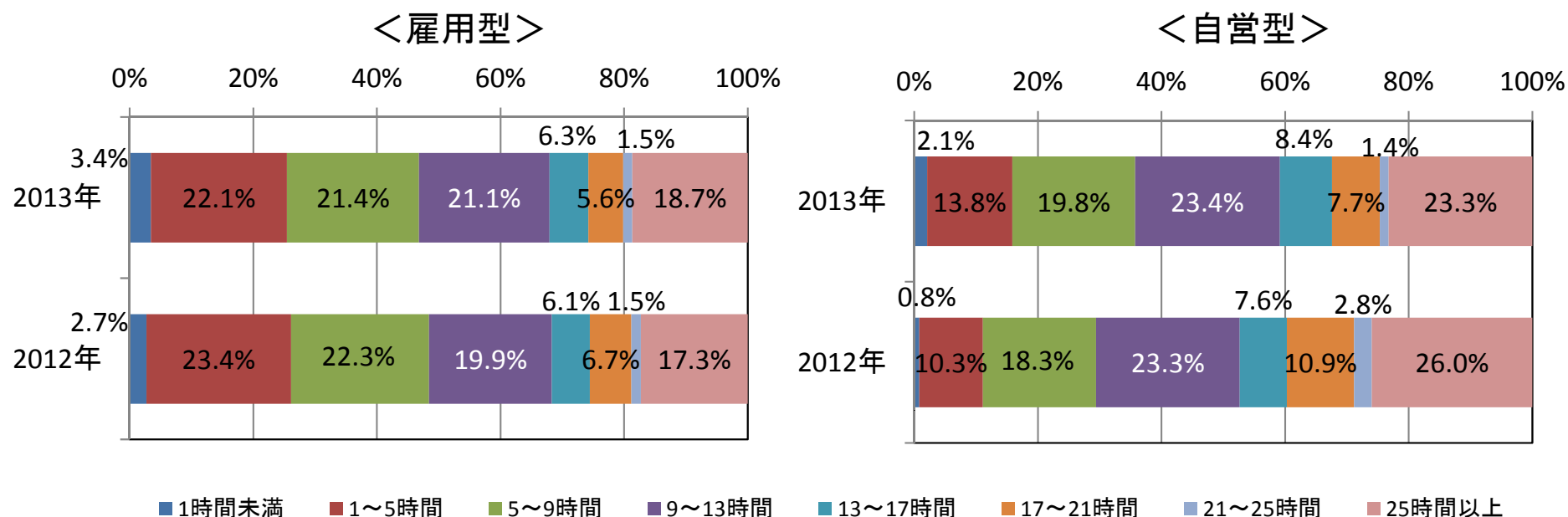


3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

3) テレワーカーの働き方 ②-2 自宅での平均テレワーク時間(週合計)構成割合の推移

○在宅型テレワーカーの自宅での一人当たりテレワーク時間分布(週合計)は、2012年と比較して、雇用型は大きな変化はないが、自営型は17時間以上の割合が減少している。

■在宅型テレワーカー

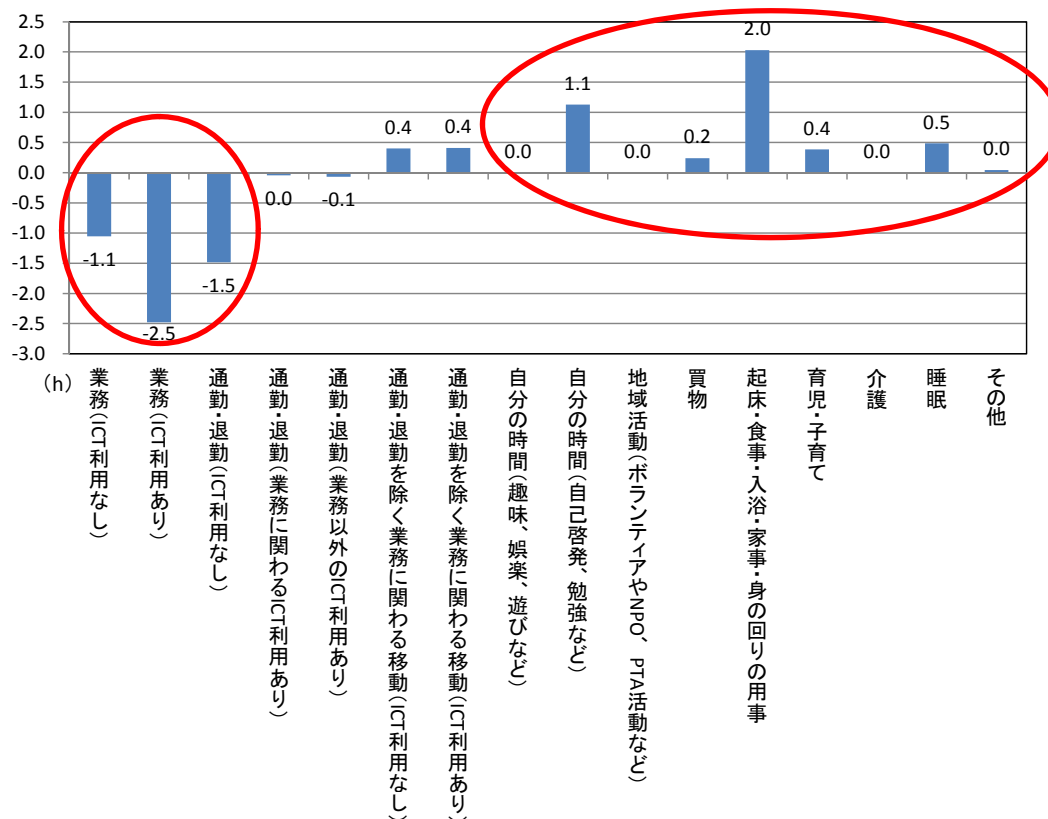


(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の在宅型テレワーカーの雇用型・自営型別1週間あたりの自宅における平均テレワーク時間の割合を分布で示したものである。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

3)テレワーカーの働き方 ③終日在宅勤務者の活動時間の比較

○終日在宅勤務実施日の方が、「業務」や「通勤・退勤」の時間が短くなり、「自分の時間(自己啓発、勉強など)」、「起床・食事・入浴・家事・身の回りの用事」、「育児・子育て」、「睡眠」の時間が長くなっている。



※時間差=終日在宅勤務実施日の時間-終日在宅勤務非実施日の時間

図 終日在宅勤務実施日非実施日別1日の活動種類別時間の差

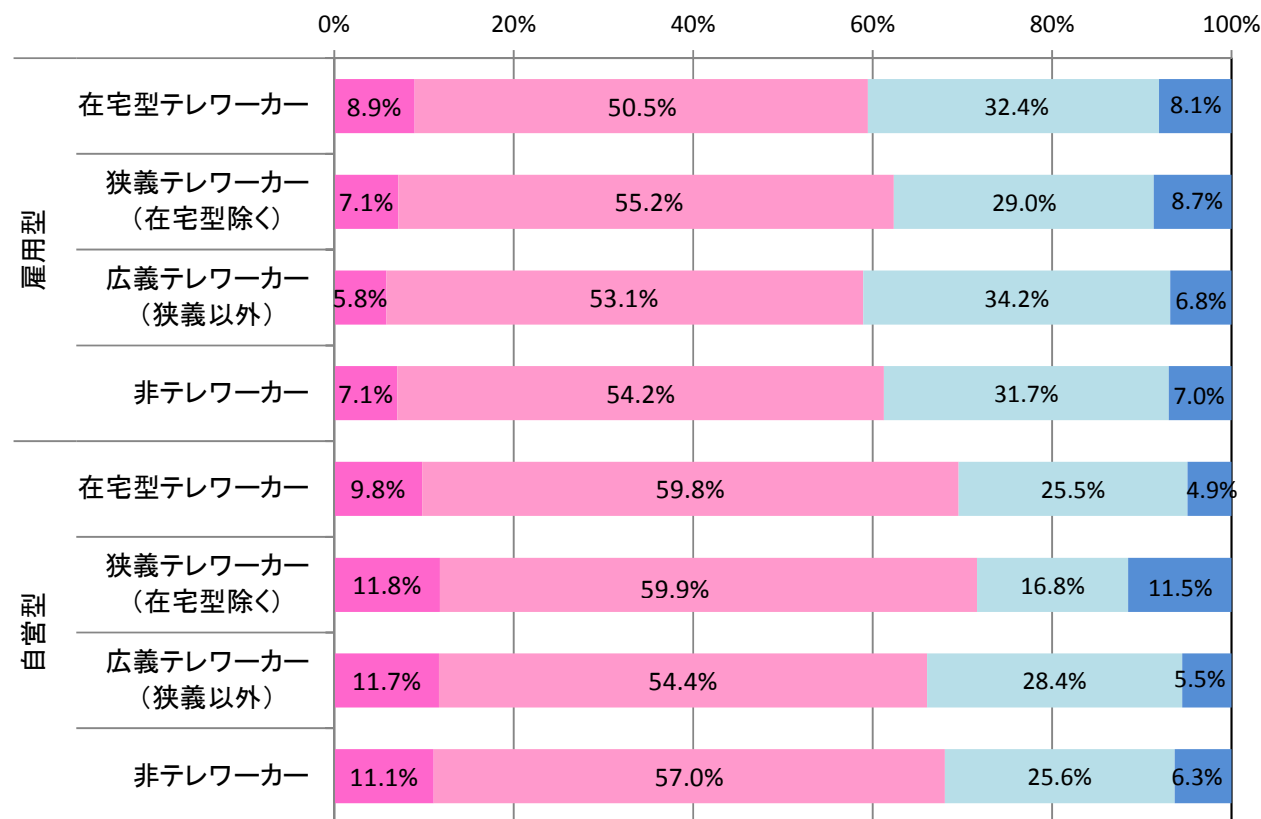
(注)・数値は日記調査に回答した終日在宅勤務者の平均値である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

4) テレワーカーの意識 ①テレワーカー別のワークライフバランスの実現度

○ワークライフバランス実現度は、実現できていると「思う」割合は、雇用型の中では在宅型テレワーカーが最も高く、自営型の中では在宅型テレワーカーが最も低い。

Q. ワークライフバランスが実現していると思うか。



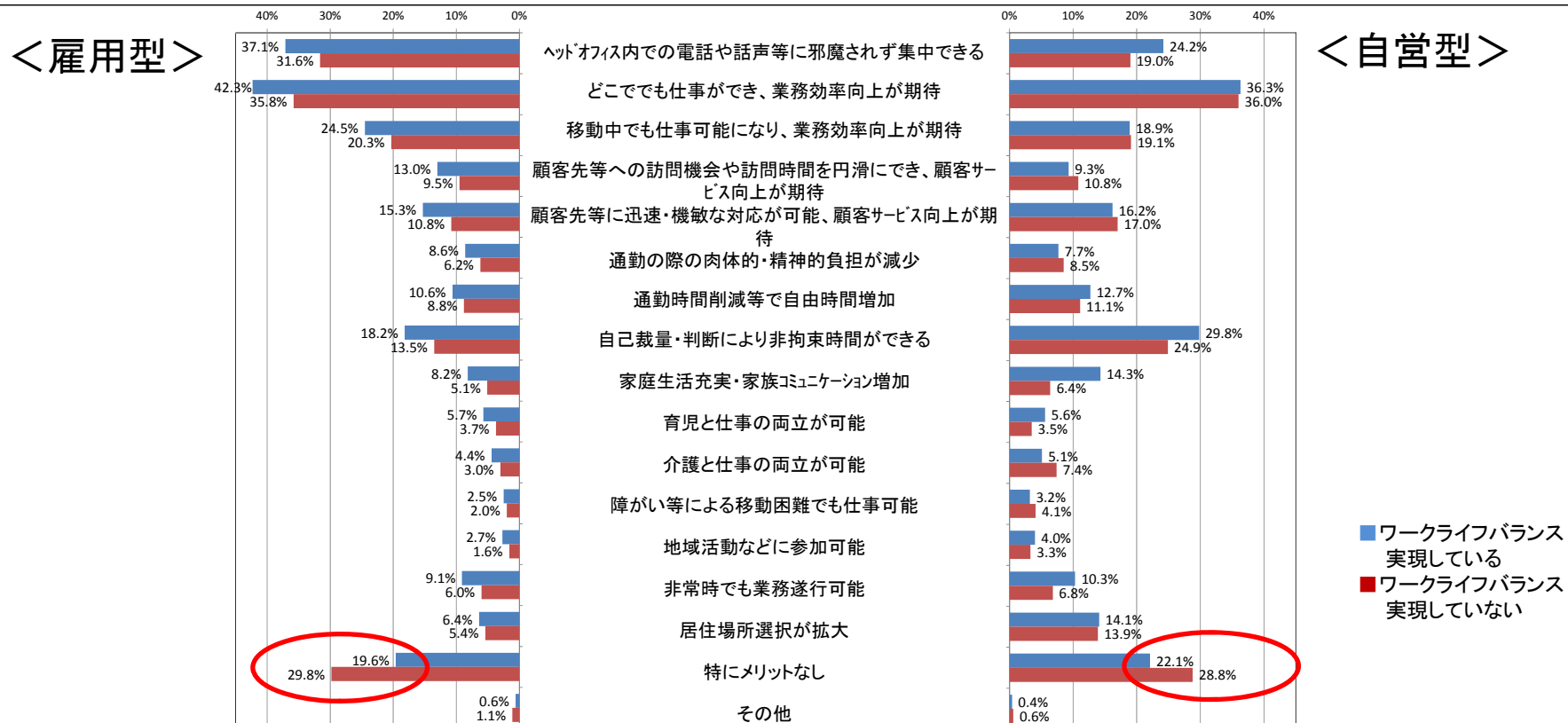
■ 思う ■ まあ思う ■ あまり思わない ■ 全く思わない

(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の雇用型・自営型別テレワーカー分類別におけるワークライフバランスの実現度の割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

4)テレワーカーの意識 ②テレワークのメリットとワークライフバランスの実現

- 雇用型、自営型ともに、テレワークを「特にメリットなし」と回答した割合は「ワークライフバランスが実現していない」人の方が高い。
- 雇用型、自営型ともに、テレワークのメリットのうち「電話や話し声等に邪魔されず集中できる」、「非拘束時間ができる」と回答した割合は「ワークライフバランスが実現している」人の方が高い。
- 特に、雇用型では「ワークライフバランスが実現している」人の方がテレワークのメリットがあると感じている。

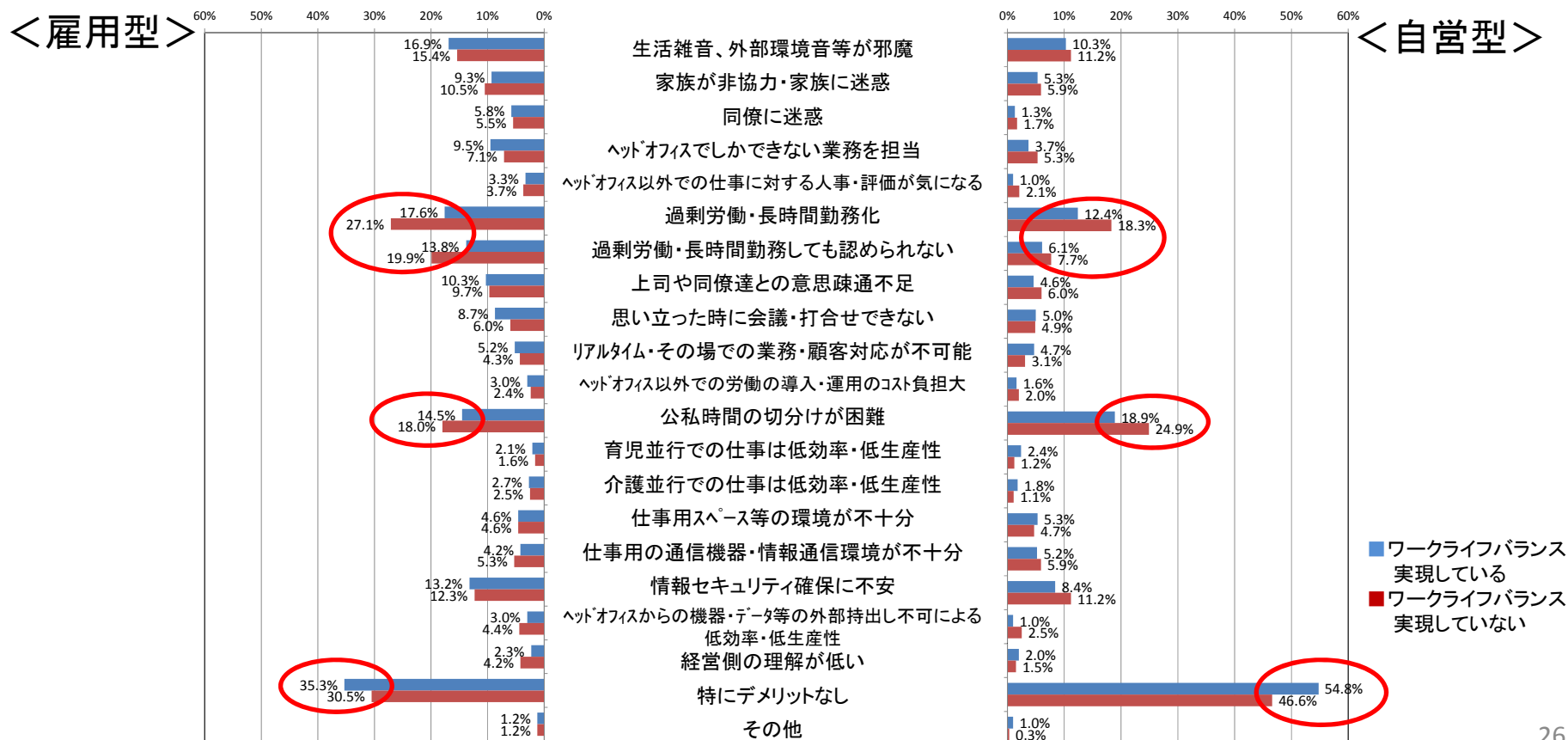


(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後のワークライフバランス実現度別のメリットとして選択された項目の割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (2)テレワーカーの実態

4)テレワーカーの意識 ③テレワークのデメリットとワークライフバランスの実現

- 雇用型、自営型ともに、テレワークを「特にデメリットなし」と回答した割合は「ワークライフバランスが実現している」人の方が高い。
- 雇用型、自営型ともに、テレワークのデメリットのうち「過剰労働・長時間勤務化」、「公私時間の切り分けが困難」と回答した割合は「ワークライフバランスが実現していない」人の方が高い。



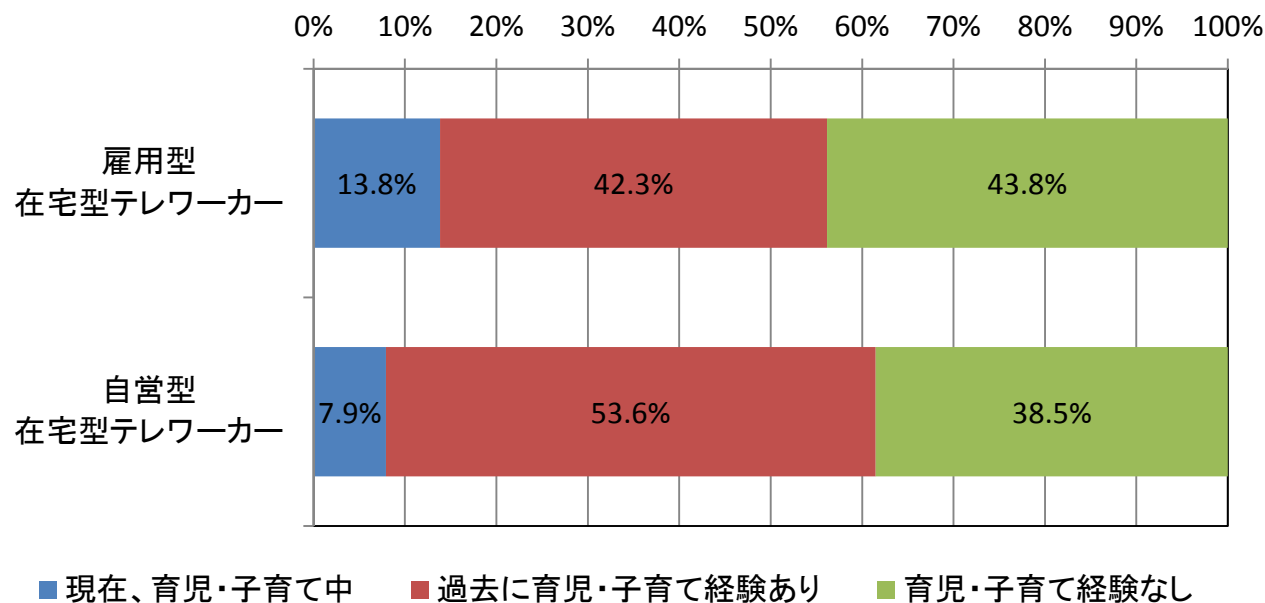
(注)・数値は15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後のワークライフバランス実現度別のデメリットとして選択された項目の割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (3) 育児・子育て、介護におけるテレワークの実施意向

1) 育児・子育てにおけるテレワークの実施意向

① 在宅型テレワーカーに占める育児・子育て中の人及び経験者の割合

- 雇用型在宅型テレワーカーのうち、「現在、育児・子育て中」が13.8%、「過去に育児・子育て経験あり」が42.3%である。
- 自営型在宅型テレワーカーのうち、「現在、育児・子育て中」が7.9%、「過去に育児・子育て経験あり」が53.6%である。



(注)・数値は在宅型テレワーカーに占める母集団拡大補正後の育児・子育て状況別の割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (3) 育児・子育て、介護におけるテレワークの実施意向

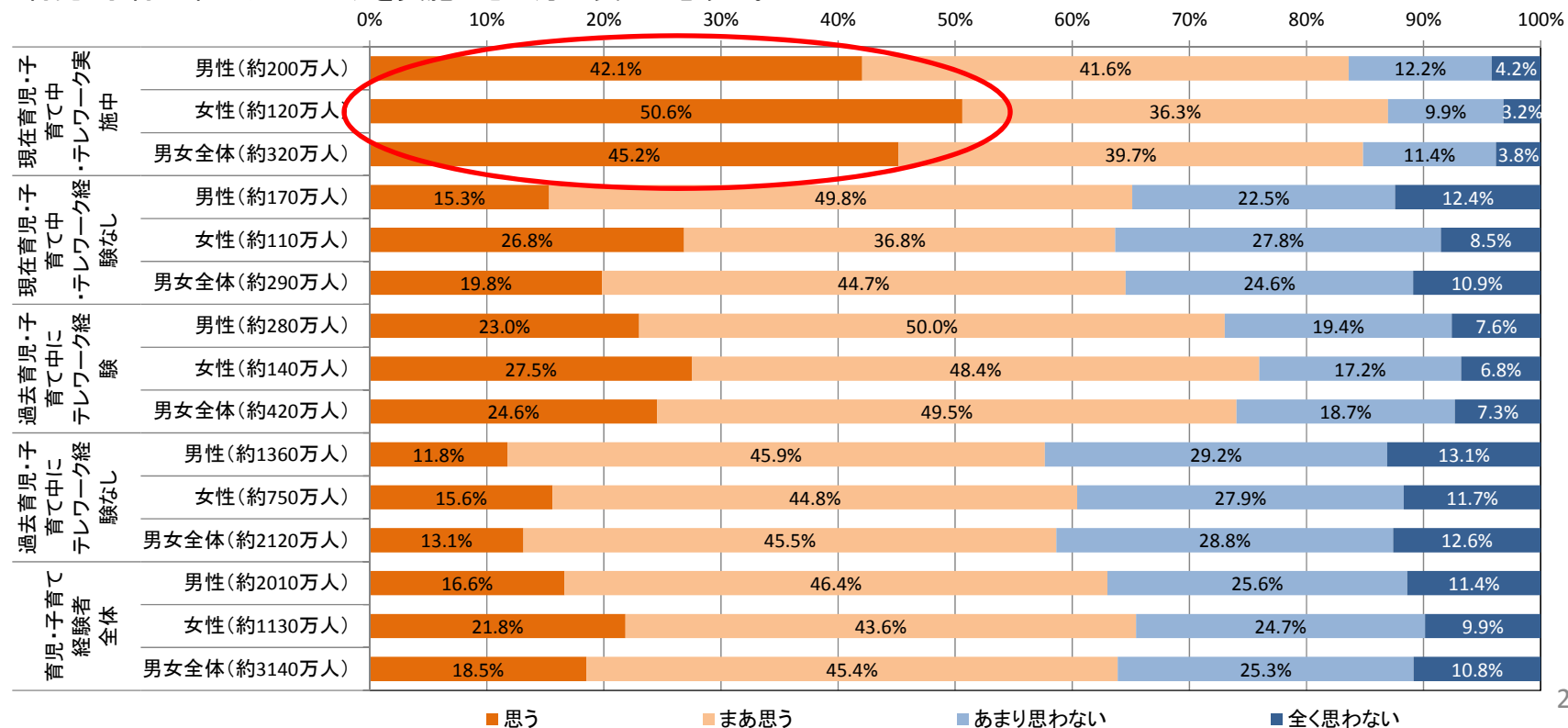
1) 育児・子育てにおけるテレワークの実施意向

② 育児・子育て中の人及び経験者におけるテレワーク実施意向

○現在、育児・子育て中でテレワークを実施中の人の約4割が育児・子育て中にテレワークで仕事できた方が良いと「思う」と回答しており、特に女性は約5割が回答している。

○テレワーク経験者・未経験者を問わず、男性に比べて女性の方が「思う」の割合が高い。

Q. 育児・子育て中にテレワークを実施できた方が良いと思うか。



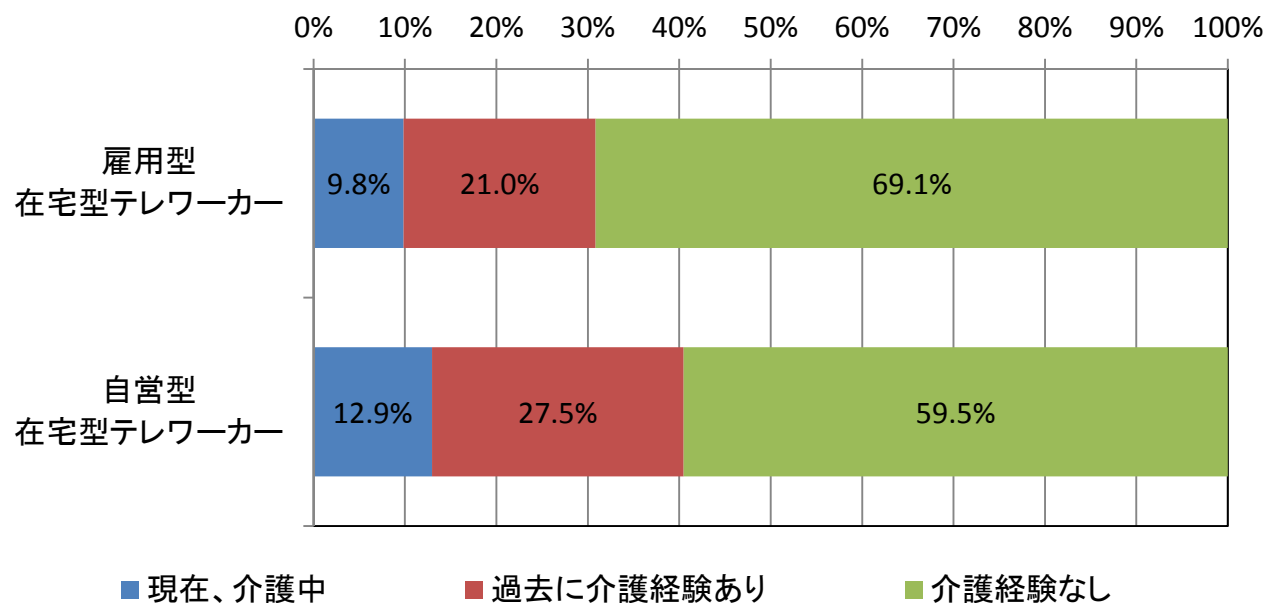
(注)・数値は育児・子育て経験のある15歳以上の就業者に占める母集団拡大補正後の育児・子育て・介護の実施状況別のテレワーク実施意向の割合である。

3. テレワーク人口実態調査の結果 (3) 育児・子育て、介護におけるテレワークの実施意向

2) 介護におけるテレワークの実施意向

① 在宅型テレワーカーに占める介護中の人及び経験者の割合

- 雇用型在宅型テレワーカーのうち、「現在、介護中」は9.8%である。
- 自営型在宅型テレワーカーのうち、「現在、介護中」は12.9%である。



(注)・数値は在宅型テレワーカーに占める母集団拡大補正後の育児・子育て状況別の割合である。

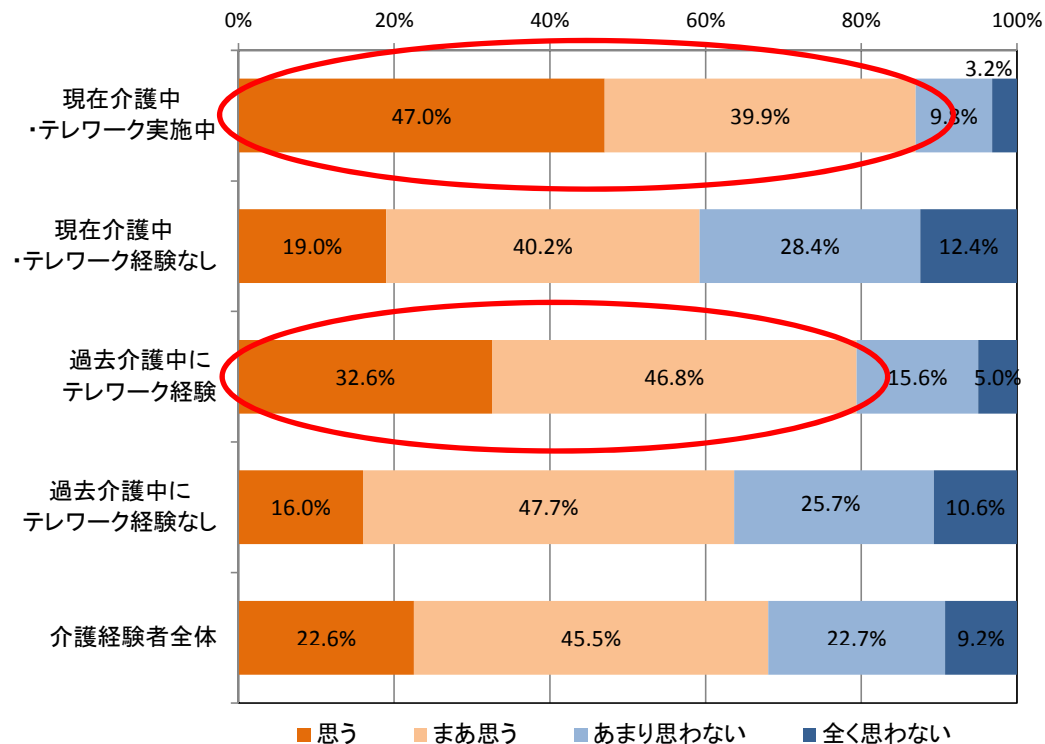
3. テレワーク人口実態調査の結果 (3) 育児・子育て、介護におけるテレワークの実施意向

2) 介護におけるテレワークの実施意向

② 介護中の人及び経験者におけるテレワーク実施意向

○介護中において、テレワークを経験もしくは実施している人の7割以上が、介護中にテレワークで仕事ができる方が良いと「思う」または「まあ思う」と回答している。

Q. 介護中にテレワークを実施できた方が良いと思うか。



(注)・数値は15歳以上の介護経験のある就業者に占める母集団拡大補正後の育児・子育て・介護の実施状況別のテレワーク実施意向の割合である。